

申告受け付けは3月15日(金)まで

税の申告、お早めに

令和5年分の所得の申告受け付けが始まります。
『市民税・県民税 申告の手引き』を、本号の広報と一緒に全世帯へ配布しました。申告が必要かどうか、何を持参すれば良いかなどを確認できます。

■問い合わせ 市税務課市民税係(市役所2階、〒027・8501住所不要、☎9072)

種類	受付期間【受付場所】・移動窓口
市民税・県民税	2月19日(月)～3月15日(金) (土・日・祝日は休み。3月10日(日)は受け付けます) 【受付場所】市役所2階税務課前 ※受付場所が変わりましたので、ご注意ください!
	【市内各所を回る移動窓口】 ■開設期間 2月2日(金)～16日(金) ※日程は「手引き」の15頁をご覧ください。悪天候などで中止となることがあります

申告が必要な人 1頁 手引き

申告に必要な物 16頁 手引き

- ▼令和6年1月1日現在、市内に住所があり、手引きに記載の所得があった人
- ▼令和6年1月1日現在市内に住所はないが、本人または家族が生活できる住居などを持っている人
- ▼所得証明書・課税証明書などが必要となる人
- ①マイナンバーカード
- ②収入と必要経費が分かる帳簿や書類(収支内訳書など)
- ③所得控除の内訳が分かる資料
- ④金融機関(郵便局含む)の通帳か口座番号の控え

郵送申告

会場の密集・密接の回避のため、可能な限り郵送での申告をお願いします。郵送・記入済みの申告書は、2月2日(金)から受け付けます。

白紙の申告用紙は市内各施設に配置しますのでご利用ください。また、市ホームページ(下記QRコード)からもダウンロードできます。配置場所などは『申告の手引き』3頁をご覧ください。



市営駐車場利用料が無料になります

市役所への用事で市営駐車場を利用する場合は、無料で利用できます。手続きは市職員におたずねください。
▽市役所前駐車場⇨入庫から60分以内は無料。60分を超えると無料処理の手続きが必要です。
▽宮古駅前駐車場、宮古駅東駐車場⇨入庫から30分以内は無料。30分を超えると無料処理の手続きが必要です。

スマホとマイナンバーがあれば 自宅でいつでも確定申告が可能!

作成方法は国税庁動画サイトで見るができます。詳しくは国税庁ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。
《操作方法などを聞きたい人へ》



- 申告書作成会場を開設します。
- 期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日・祝日を除く)
- 時間 午前9時～午後5時
- 場所 宮古合同庁舎4階会議室(小山田)
- 入場整理券 入場するために必要です。
- 【取得方法】①国税庁公式LINE(右記QRコード)で事前発行②会場当日配布(配布状況に応じて、後日の来場をお願いします)
- 用意する物 スマートフォンまたはタブレット、マイナンバーカード(暗証番号を含む)
- 問い合わせ 宮古税務署(☎62-1921)




税理士による 所得税・相続税無料相談会

- 日時 2月3日(土)午前10時～午後3時
- 場所 ホテル沢田屋
- 対象 ▷宮古・下閉伊管内に在住する、年金受給者または給与所得者で、医療費控除や雑損控除などに伴う所得税の還付を受けるために確定申告をする人(不動産所得・事業所得・譲渡所得のある人は除く)▷相続が発生している人、将来の相続が心配な人
- 参加料 無料
- 用意する物 ①給与・年金の源泉徴収票原本 ②社会保険料納付額が分かるもの ③生命保険料・地震保険料の控除証明書 ④医療費の領収書
- その他 ▷今回は相談のみで、申告書の作成は行いません▷マスクを着用願います▷感染症などの状況により、中止とする場合があります。
- 問い合わせ 東北税理士会宮古支部・西川(☎62-2717)

学童の家・児童館使用料を クレジットカードで納付可能に

1月15日(月)から、学童の家と児童館の使用料をクレジットカードで納付できるようになります。

市ホームページ(右記QRコード)から専用の納付サイトにアクセスし、 手続きをしてください。

※すでに運用している市税のお支払いサイトとは異なります

■クレジットカードの種類

JCB、VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、DinersClub

■注意事項

①納付額に応じてシステム利用料がかかります(1円~1万円=利用料110円。1万円増えるごとに利用料が110円加算)

②1回あたりの納付額が30万円を超える場合は利用できません

③領収書は発行されません。必要な場合は、金融機関や市役所などの窓口で納付してください

■問い合わせ

市税務課収納係(☎68-9074)

※使用料に関する問い合わせは、市こども課保育係(☎68-9088)へ

へき地保育所・児童館の 入所を受け付け

令和6年度の入所申し込みを次のとおり受け付けます。入所を希望する各保育所・児童館で手続きをしてください。

■問い合わせ 市こども課保育係(☎68-9088)

■対象保育所・児童館

施設	受付日時	受け入れ
小国保育所 (☎78-2633)	1月15日(月)から随時 午前8時30分~午後5時	満2歳以上
重茂児童館 (☎68-2343)		おおむね 3歳以上 (就学前)
高浜児童館 (☎62-3464)	1月15日(月)から随時 午前8時30分~午後3時	
田代児童館 (☎64-8330)		



介護認定を受けている人へ 障害者控除対象者認定書を発送

介護認定を受けている人へ、確定申告または住民税申告に利用できる認定書を送付します。

■対象

税法上の障害者控除を受けることができる人

■送付される人

左記の全てに該当する人

①65歳以上で要介護・要支援認定を受けている(令和5年12月31日時点)

②寝たきりなどの状態である

③課税世帯である

※昨年、認定書が送付され、非課税世帯になった人へも送付します

■送付されない人

左記のいずれかに該当する人は、これまでどおり市福祉課に申請してください

▽今年度内に転入した人

▽要介護認定期間が切れている人

▽別世帯の扶養を受けている人など

■その他

令和4年度までの修正申告のため、認定書の発行を希望する人は、市福祉課へご相談ください。

詳しくは、市ホームページ(下記QRコード)をご確認ください。



■問い合わせ

市介護保険課管理係(☎68-9085)

※認定書の申請に関する問い合わせは、市福祉課障がい福祉係(☎68-9135)へ